

# 福岡県公報

平成29年3月21日  
第3877号

## 目次

### 告示(第200号-第202号)

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ..... 1
- 不服申立ての裁決の公示送達について (保護・援護課) ..... 1
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 2
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) ..... 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 3

### 公安委員会

- 意見公募の結果の告示 (警察本部交通企画課) ..... 4
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第3条第1項第4号の規定に基づく習俗的行事その他特別な事情のある日及びその地域の指定 (警察本部生活保安課) ..... 4
- 福岡県風俗案内業の規制に関する条例第12条第1号ニの規定に基づく習俗的行事その他特別な事情のある日及びその地域の指定 (警察本部生活保安課) ..... 4

## 告示

### 福岡県告示第200号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項

の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年3月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 星丸
- 2 区域の所在地 朝倉市杷木町星丸
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から12号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と12号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号	
朝倉市杷木町星丸	1570番	1号	
	1570番地先水路敷	2号	
	848番	3号	
	853番	4号から6号まで	
	876番1	7号、8号	
	876番2	9号	
	842番	10号	
	845番1	11号	
	1571番1	12号	

### 福岡県告示第201号

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第42条第2項ただし書及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達します。

平成29年3月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名  
審査請求書記載の住所 久留米市白山町400番地2  
現所在不明  
審査請求人 渡邊 美雪
- 2 公示事項  
平成27年7月16日付けで提起のあった審査請求について、当県は平成29年1月5日

付けで裁決をしましたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送付することができません。当該裁決書の謄本は当県担当課（福岡県福祉労働部保護・援護課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、平成29年4月4日の経過をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

### 福岡県告示第202号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月21日

福岡県知事 小 川 洋

- 保安林の所在場所  
築上郡築上町大字石堂43の1、250、258
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月21日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市東郷172番10
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
宗像市宮田二丁目14番11号ライジングサン705  
深井 康弘

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年3月21日

福岡県知事 小 川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 （仮称）ドラッグコスモス南原店
  - 所在地 京都郡苅田町大字南原字熊出1955-1 外5筆の一部
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - 歩行者の通行の利便の確保等  
ア 児童、生徒の通学路に面しているため建設工事期間中及び、開店後における児童、生徒の安全確保に配慮すること。  
イ 自動車が店舗敷地内へ出入りする際、交通事故が発生しないよう、状況に応じて警備員の増員等安全対策を求める。  
ウ 県道とコスモス南原店からの来退店車両と県道歩行者への安全確保に配慮をお

願いする。

(2) 騒音の発生に係る事項

近隣に住宅がある地域における工事では苦情（粉塵・騒音・振動・道路工事等）が多発している。このようなトラブルを避けるためにも、近隣住民への事前説明をする等、真摯な対応をお願いする。また営業にあたって、騒音規制法の規制対策外ではあるが、万一騒音に対する苦情があった場合は、すみやかに対応するようお願いする。

(3) 廃棄物に係る事項等

一般廃棄物については、苅田エコプラントへ、苅田町が許可している業者に運搬の依頼を行うか、苅田エコプラントへ自己搬入し適正に処理すること。産業廃棄物については、福岡県が許可している業者に依頼し、適正に処理すること。

(4) 防災・防犯対策への協力

ア) 防犯対策として、店舗内外の犯罪抑止として防犯カメラおよび人的対応をお願いする。

イ) 防災対策として、店舗敷地の一部が土砂災害警戒区域内となっているため、緊急時の情報収集体制（土砂災害警戒情報、町からの避難勧告等）や避難体制（従業員・客の避難計画、平常時の避難訓練）の整備をお願いする。

(5) 街並みづくり等への配慮等

ア) 屋外広告物については、福岡県屋外広告物条例に基づき、苅田町都市計画課に申請すること。また店舗建屋については、京築広域景観計画に基づき、福岡県都市計画課に届け出をお願いする。

イ) 駐車場内に農業用水路が占用されており、その管理については、農業関係者と十分な協議に基づいて管理すること。

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

平成29年3月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 特約業者の氏名又は名称  
双葉石油株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
北九州市若松区北浜一丁目7番2-1号
- 3 特約業者の指定取消年月日  
平成29年3月1日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成29年3月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人ボランタリー・アジア・ネットワークオブジャパン
  - (2) 代表者の氏名  
繁永 英樹
  - (3) 主たる事務所の所在地  
田川郡川崎町大字田原723番地の6
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、社会や地域に対して、経済活動の活性、教育環境等の活性に関する事業を行い、社会の発展、未来への心豊かな育成に寄与することを目的とする。

公安委員会

**福岡県公安委員会告示第78号**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、自動車運転代行業者に対する自動車の使用制限に係る処分基準等（案）について、平成29年2月1日から同年3月2日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成29年3月21日

福岡県公安委員会

1 処分基準の題名

- (1) 自動車運転代行業者に対する自動車の使用制限命令の基準
- (2) 自動車運転代行業者に対する車両の使用制限命令の基準
- (3) 自動車の使用者に対する自動車の使用制限命令の基準
- (4) 車両の使用者に対する車両の使用制限命令の基準

2 処分基準の改正の日

平成29年3月12日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、改正案のとおり処分基準を改正することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ(<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>)に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

**福岡県公安委員会告示第84号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年福岡県条例第30号）第3条第1項第4号の規定に基づき、同号の日及び地域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月21日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日 及 び 地 域	
平成29年5月4日～平成29年5月5日	

平成29年7月2日～平成29年7月16日	福岡市の全地域
平成29年7月15日～平成29年7月17日	北九州市の全地域
平成29年7月22日～平成29年7月24日	
平成29年8月6日～平成29年8月7日	
平成29年8月4日～平成29年8月6日	久留米市の全地域

**福岡県公安委員会告示第85号**

福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年福岡県条例第69号）第12条第1号ニの規定に基づき、同号ニの日及び地域を次のとおり指定したので告示する。

平成29年3月21日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日 及 び 地 域	
平成29年5月4日～平成29年5月5日	福岡市の全地域
平成29年7月2日～平成29年7月16日	
平成29年7月15日～平成29年7月17日	北九州市の全地域
平成29年7月22日～平成29年7月24日	
平成29年8月6日～平成29年8月7日	
平成29年8月4日～平成29年8月6日	久留米市の全地域